

令和 7 年度

学校いじめ 防止基本方針



令和 7 年 4 月
木津川市立木津小学校

目 次

1 いじめに対する基本認識

(1) いじめの定義	1
(2) いじめの基本認識	1
(3) いじめの態様	1
(4) いじめの構造	2

2 いじめの未然防止

(1) 人権教育の充実	3
(2) 道徳教育の充実	3
(3) 体験活動の充実	3
(4) 「ことばの力」の育成	3
(5) 児童の主体的な活動の充実	3
(6) 居場所づくり	4
(7) 未然防止策の効果検証と見直し	4
(8) 家庭・地域との連携	4
(9) 未然防止策の計画の作成や実施に当たって	4

3 いじめの早期発見

(1) いじめアンケートの実施	5
(2) 相談しやすい環境づくり	5
(3) 定期的な教育相談の実施	5
(4) 教職員研修の充実とチェックリストの活用	5
(5) 家庭や地域との連携	5
(6) 関係機関との連携	6

4 いじめへの対応

(1) 初期対応	6
(2) 事実の確認	6
(3) 対応の方針決定及び指導	7
(4) 保護者との連携	7
(5) 関係機関等との連携	7

5	いじめ問題に取り組む体制の整備	
(1)	「木津小学校いじめ対策委員会」の設置	8
6	ネットいじめへの対応	
(1)	ネットいじめの未然防止	9
(2)	ネットいじめの早期発見・早期対応	9
7	重大事態への対処	
(1)	重大事態とは	10
(2)	重大事態の発生と調査	11
(3)	調査結果の提供及び報告	11
8	いじめ調査について	
(1)	いじめの認知について	12
(2)	追跡調査について	12
	【資料編】	
1	いじめ指導マニュアル（組織的ないじめ対応の流れ）	13
2	重大事態発生時の対応フロー図（学校用）	14
3	重大事態発生時報告様式	15
4	いじめ防止に係る年間計画（案）	16
5	いじめのサイン発見チェックリスト（教師用）	17
6	家庭用 子どものサイン発見チェックリスト	18
7	相談に関する専門機関	19

1 いじめに対する基本認識

いじめは「人として決して許されない行為である」とともに、次のことを十分認識し、教職員だけでなく、すべての関係者が連携していじめ防止等の対策にあたります。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第二条 より】

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」 より】

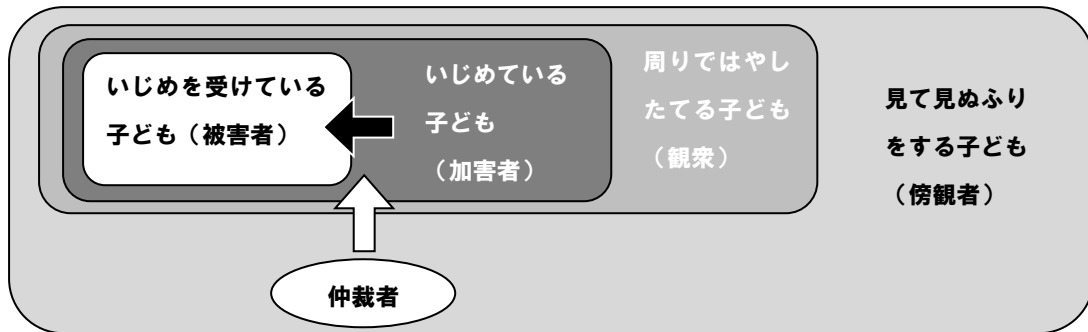
(2) いじめの基本認識

- ① いじめは、人として決して許される行為ではない。¹⁾
- ② いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであり、全ての児童に関係する問題である。²⁾
- ③ いじめは教師や大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。³⁾
- ④ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(3) いじめの態様

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(4)いじめの構造⁴⁾



1) いじめ防止対策推進法 第四条では「児童等は、いじめを行ってはならない。」と、いじめの禁止を規定しています。学校の教職員は、「決していじめを許さない」という姿勢を貫かなくてはなりません。

2) いじめ問題は、特定の児童生徒に関わる問題ではなく、全ての児童生徒に関係する問題であることを認識しなければなりません。

3) いじめの件数は『認知件数』と表現されます。これは、平成18年度の文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」から用いられました。

それまでは『発生件数』とされていましたが、報告される件数は、あくまで教師によって認知されたものに限られるため、発見できたもの、あるいは発覚したものがすべてであるかのように見なして『発生件数』と表現してしまうことは、少なからず事実を過小評価してしまう危険性があるために変更されたものです。

この変更の趣旨は、単に実態に即した表現の変更だけではなく、「いじめは見つけにくい行為であることを認識し、積極的な掘り起こし等によって、いじめを把握するよう努力するべきである」という意味合いも含まれています。

学校におけるいじめへの対応には、非認知件数を減らし、真の発生件数を把握しようとする積極的な取組が求められています。
(『教育委員会月報』No.745 参照)

4) いじめの構造は、不変的なものではなく、短期間のうちに加害者が被害者に、被害者が加害者や観衆に変わる可能性があります。

国立教育政策研究所が過去3回実施した「いじめ追跡調査」の結果からは、「いじめられっ子（いじめられやすい子）」や「いじめっ子（いじめやすい子）」はほとんど存在せず、多くの児童生徒が入れ替わりながらいじめに巻き込まれていることが示されました。

学校は、常に個々の児童生徒を柔軟な視線で見守らなくてはなりません。

2 いじめの未然防止

いじめ問題において、未然防止に取り組むことは最も重要です。

個々の児童の豊かな心をはぐくむとともに、ささいな行為が深刻ないじめへと簡単に悪化しない、いじめが起きにくい学校風土・学級風土をつくるのが大切です。

そのために、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てるための、年間を見通した予防的、積極的な取組を、計画的・組織的に取り組んでいきます。

(1) 人権教育の充実

人権教育の取組を教育活動全体に位置づけ、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚をはぐくむとともに、人権意識の涵養を図り、いじめは「相手の人権をふみにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを理解させ、人の痛みを感じることができる心を育成します。

(2) 道徳教育の充実

道徳の時間を要として、人権教育をはじめ各教科や総合的な学習の時間及び特別活動との密接な連携を図りながら、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深めることで、望ましい他者とのかかわり方や規範意識を育成します。

(3) 体験活動の充実

各教科等における他者、社会、自然との直接的なかかわりによる体験活動を充実させるとともに、本校の強みである地域の力や施設等を活用し、ボランティア活動（きつづＣＣ隊）や福祉体験、就労体験等を積極的に実施することで、自己存在感をもち、人と関わることの喜び（共感的人間関係）や、役に立てた充実感（自己有用感）を体験することで、共に生きる心を育成します。

(4) 「ことばの力」⁵⁾の育成

日々の授業やあらゆる学校生活の場面において、感じる・伝える・考える「ことばの力」の育成を意識したあらゆる取組を展開することで、児童生徒の認識力・思考力・判断力の向上を図り、正しいコミュニケーションによって望ましい人間関係を築ける児童生徒を育成します。

(5) 児童の主体的な活動の充実

児童会活動等で、いじめ根絶に向けた児童主体の異年齢集団（みんなま班）の取組を積極的に実施することで、児童のいじめ根絶に対する意識の向上を図ります。

また、保幼小の連携など異年齢交流や地域と協力したＣＣ隊活動等を通して、互いに認め合い、助け合える児童を育成します。

(6)居場所づくり

いじめ加害に影響する要因のひとつであるストレスの緩和に向け、授業や行事等の中で、過度な「競争的価値観」⁶⁾や「不機嫌・怒り」「友人ストレッサー」⁷⁾を生まない取組を推進します。

そのためには、わかりやすい授業の工夫や、授業規律の確立を目指すとともに、授業や行事等の中で、どの児童も落ち着ける場所をつくることと、すべての児童が活躍できる場面をつくりだす工夫に努めます。

(7)未然防止策の効果検証と見直し

上記の取組等を、課題発見・目標設定・計画策定・取組実施のそれぞれについての適否を定期的に検証するなど、PDCAサイクルによる計画的な取組をすすめます。

(8)家庭・地域との連携

家庭や地域の協力を得るため、上記の取組等をホームページやたよりを使って、広く広報に努めます。

(9)未然防止策の計画の作成や実施に当たって

いじめの未然防止のための年間計画の作成やその具体的な実施に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの意見を十分取り入れるよう努めます。

5)「ことばの力」

文部科学省の言語力育成協力者会議「言語力の育成方策について（H19.8 報告）」では、言語力を「知識と経験、論理的思考、感性・情緒等を基盤として、自らの考えを深め、他者とのコミュニケーションを行うために言語を運用するのに必要な能力」としており、京都府ではこの見解を踏まえ、学校、家庭、地域社会が共通して理解し、ともにその育成を目指すものとして「ことばの力」を次のように定義づけています。

- ・言語をとおして知識や技能を理解する力
- ・言語によって論理的に考える力
- ・言語を使って表現する力

6)「競争的価値観」

「自分の成績や容姿に劣等感を感じる」「人よりも得意なものがないのでみじめになる」など、他人との優劣に価値を見いだそうとすることがストレスを高める要因になります。

7)「友人ストレッサー」

友だちからからかわれたり、悪口を言われたりすること（いじめを受けたこと）が大きなストレスとなり、他人へのいじめにつながりやすくなります。

※ 国立教育政策研究所の調査では、この3つの要因が高まると、加害に向かいやすくなる（リスクが高くなる）が、実際にいじめに結びつくには「適当な相手」と「適当な方法」がなければ加害行為に及ばない、としています。

3 いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながります。

しかし、いじめは教職員が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすく、エスカレートしやすいものです。そのことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない目をもつための取組を充実します。さらに、保護者や地域との連携をして、情報を収集する等の取組に努めます。

(1) いじめアンケートの実施

いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなるような取組を意図的・計画的に行い、その取組の成果を評価し改善するための指標とするため、「無記名式アンケート」⁸⁾を定期的に実施します。

- ・実施時期 1学期及・2学期・3学期
- ・実施内容 市独自で作成したいじめに係るアンケート

(2) 相談しやすい環境づくり

日頃からの児童との信頼関係づくりをすすめるため、子どもと向き合う時間の確保に努めます。また、直接相談しにくい児童のため、教師から積極的に声をかけたり、児童の文章（日記等）から児童の素直な気持ちを読みとったりするなど児童理解を行うなどの工夫をします。

児童がいじめを大人に相談することは、非常に勇気がいる行動であり、相談することでいじめの対象になったりいじめが助長されたりする可能性があることも十分認識した上で、いじめの相談を受けたときの対応には細心の注意を払います。

さらに、日頃から「いじめられた子を最後まで守り抜く」気持ちを持ち続けるとともに、その姿勢を児童に伝えることで、相談しやすい環境をつくります。

(3) 定期的な教育相談の実施

日常的な相談活動に加えて、いじめアンケートの結果を踏まえた上で、すべての児童を対象とした教育相談⁹⁾を実施します。

- ・実施時期 1学期及び2学期のいじめアンケートを実施した後の期間
- ・実施方法 個別に時間を設定し、すべての児童と面談を行う。

(4) 教職員研修の充実とチェックリストの活用

教職員がいじめ対応そのものに関する研修や、教職員の「気づき」の力を高める研修等を計画的・定期的を実施します。

また、「いじめのサイン発見チェックリスト」を活用し、いじめの早期発見に努めます。

(5) 家庭や地域との連携

学校がいじめに関する基本方針やいじめアンケートの結果等を、PTAの各種会議や

保護者会等において情報提供するとともに、積極的に意見交換を行い、保護者と協力していじめ問題に対応します。

また、保護者対象のいじめに関する研修会や講演会を実施する等、家庭教育の大切さを具体的に理解してもらいます。

さらに、学校の取組や教育委員会の取組の広報活動を、HPや学校だより等で行うことで、地域の関心を高め、地域ぐるみでいじめ問題に対応します。

(6)関係機関との連携

日頃からスクールサポーター等の警察や法務局、児童相談所等との連携を図り、協力していじめ問題に取り組みます。

8) いじめアンケートは、あくまで実施した日以前の状況であり、アンケート実施の翌日にもい

じめはおこる可能性があります。

いじめアンケートは被害者や加害者を特定することが目的ではなく、普段教師が気づかない潜在的ないじめがどのくらいあるのかを把握し、どの程度の頻度でいじめがおきているかを教職員が自覚し、すべての児童生徒を対象に、「予断を持たない」で観察するなどの、対策

を講じる必要があります。

9) 状況によっては、個別相談を実施した上で、集団での面談等を実施することも効果的でしょうし、いじめアンケートとあわせて「生活アンケート」等を実施した上で、相談に望むことも一つの方法です。

また、人権問題に対する意識の高揚を図る目的から、人権週間等の取組後に、いじめアンケートや個別面談を行うことも一つの方法です。

4 いじめへの対応¹⁰⁾

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、以下の点に留意しつつ、学年及び学校全体で早急に対応することが必要です。

(1)初期対応

①直ちに学年の教師や学年主任等に報告の上、管理職も含め、組織的に対応する。

②いじめを受けた児童やいじめを通報してきた児童の安全を直ちに確保する。

(2)事実の確認

①個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじ

められた児童の立場に立っておこなう。

- ②事実確認の際には、児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ③いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、組織的に判断する。
- ④いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童をきめ細かく観察したり、周辺の状況等を客観的に確認したりする。

(3) 対応方針の決定及び指導

- ①対応・指導のねらいを明確にし、共通認識を図る。
- ②いじめの認知から対応方針の決定までは、いじめを認知したその日のうちに対応することを原則とする。
なお、いじめが重篤な場合や、いじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合等は、把握した状況をもとに、十分に検討し、慎重に対応する。
- ③いじめを受けた児童へは、必ず解決できる希望がもてることを伝えるなど、心配や不安を取り除くよう努める。
必要がある場合は、いじめた側の児童を別の教室等において学習させる等の措置を行う。
- ④いじめた側の児童に対しては、いじめた気持ちや状況等について十分に聞き、その児童の背景にも目を向けながらも「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度で指導し、状況に応じて適切な懲戒を与える。
- ⑤その行為が「いじめに当たる」と判断した場合であっても、好意から行った行為が意図せずに相手側に心身の苦痛を感じさせてしまった場合等については、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する。

(4) 保護者との連携

- ①いじめを受けた児童の保護者へは、家庭訪問等で直接面談し、事実関係を適切に伝えるとともに、適宜連絡を密に取る。
- ②いじめた側の児童の保護者へは、正確な事実関係を説明するとともに、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
また、当該児童の変容を図るために、家庭とともに今後のかかわり方等を一緒に考える。

(5) 関係機関等との連携

- ①いじめ行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合や、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、警察へ早期に相談する。
- ②関係機関等との間で連絡窓口となる教職員を事前に指定し、関係機関に周知する等の連携を図る。
- ③いじめを認知した場合には、適宜、教育委員会に報告する（重大事態以外は月例報告）。

5 いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向けて、その取組を検証し、問題発生時に、早急かつ的確に対応し、早期に解決を図るための体制を整備します。

(1)「木津小学校いじめ対策委員会」の設置

本校においては、いじめの早期発見及びいじめへの対処を実効的におこなうため、その中核となる委員会を、以下の主な役割や構成員により設置します。

【主な役割】

- ①学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成（研修計画等も含む）・実行・検証・修正の中核となる。
- ②自校のいじめの実態を把握し、対策を検討するため定期的に会議を開催するとともに、状況に応じて臨時に会議を開き、いじめ問題に対応する。
- ③いじめの相談・通報の窓口となる。
- ④いじめの疑いに関する情報（いじめアンケートや教育相談等の結果）や児童の問題行動に係る情報の収集と記録を行うとともに、全教職員に情報の共有を図る。
- ⑤いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的にするための中核となる。

【構成員】

- 管理職
- 教務主任・指導教諭
- 生徒指導主任
- 教育相談主任・養護教諭等

【組織構成上の留意点】

- ① 該当児童の担任等、児童とかかわりの深い教職員を適宜加える等、柔軟性をもたせた組織とする。
- ② 状況に応じて、木津中学校と協議の上、スクールカウンセラーの派遣を要請する等、より実効性のある組織とする。

また、学校医や学校評議員、PTA役員等にも協力を得られる体制を整備しておく。

6 ネットいじめへの対応

急速に進歩しているインターネット上やスマートフォン上で行われるいじめに対応するため、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要があります。

(1) ネットいじめの未然防止

学校での情報モラルに関する指導は重要ですが、学校の指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、以下のことについて家庭・保護者と連携し、双方で指導を行う必要があります。

【学校が取り組むべきこと】

- ①児童に対する情報モラルに関することを保護者に伝えることで、家庭との連携を図る。
- ②ネットいじめ防止に関する情報や協力依頼を、保護者会やPTAの各種会議等で積極的に広報するとともに、PTAと連携して、最新の情報モラルに係る問題についての研修会を実施するなど、保護者の関心を高める取組を実施する。
- ③他のいじめへの未然防止と同様、児童会等の取組を積極的に支援し、児童の意識の向上を図る。

【家庭に協力を依頼すること】

- ①児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であるため、その使用方法や使用時間などの具体的なことについて、ルールを決めてもらうよう協力を求める。
- ②特に、携帯電話・スマートフォンを持たせることの必要性については、家庭において十分検討してもらうよう啓発を行う。

(2) ネットいじめの早期発見・早期対応

ネットいじめは、学校等での人間関係に起因するものの、学校内で行われることがほとんどなく、さらに発見しにくいいじめの一つです。そのために、学校における児童一人一人への予断を許さない観察はもちろん、家庭での気づきを促す取組が必要です。

【学校が取り組むべきこと】

- ①いじめアンケートにネットいじめに関した内容を加えて実施することで、児童の状況を把握し、対策を検討する。
- ②書き込みや画像の削除、チェーンメールへの対応等、具体的な対応方法について研修するとともに、保護者への助言や協力を依頼する。

【家庭に協力を依頼すること】

- 家庭においては、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童

が見せる小さな変化に気づけるよう、未然防止と合わせて保護者への啓発を行う。

7 重大事態への対処

万が一、いじめによる重大な事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、同種の重大事態の発生を防止するため、速やかに対処しなくてはなりません。

(1) 重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあると認めるもの。

【いじめ防止対策推進法 第二十八条 より】

- ・「いじめにより」とは
各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめであることを意味する。
- ・「生命、心身又は財産に重大な被害」とは
いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば
 - 児童生徒が自殺を企画した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。
- ・「相当の期間」とは
不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらない。

【文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」 より】

○児童生徒又は保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申出があったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(2) 重大事態の発生と調査

① 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合は、木津川市教育委員会を通じて京都府教育委員会へ、事態発生について報告する。

① 調査の趣旨及び調査主体について

学校は重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告し、学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

② 調査を行う組織について

学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うために組織を設ける。

③ 児童の欠席について

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めること（「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30間を目安とする。）

この組織の構成については、専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者をあて、当該調査の公平性・中立性を確保する。

(3) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について説明する。

これらの情報提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供する。

② 調査結果の報告

調査結果については木津川市教育委員会並びに京都府教育委員会の長に報告する。

いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて木津川市教育委員会並びに京都府教育委員会の長等に提出する。

8 いじめ調査について

「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定により、「いじめが解消された状態」が示されました。

【いじめが解消している状態】

①いじめに係わる行為が止んでいること。

いじめが止んでいる状態が相当の期間継続していること。

相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。

②被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと。

判断する時点において、被害児童等がいじめの行為により心身の工夫を感じていないと認められること。

いじめ調査の結果「解消」か「未解消」の二者択一とし、「解消している」状態であったとしても、当該いじめの被害児童等及び加害児童等については、日常的に注意深く観察する必要があります。

(1) いじめの認知について

いじめに係わる行為を「要指導」「要支援」「見守り」「解消」の4区分に分類して把握します。解消している状態に至った場合でも、日常的に注意深く観察する必要があります。

(2) 追跡調査について

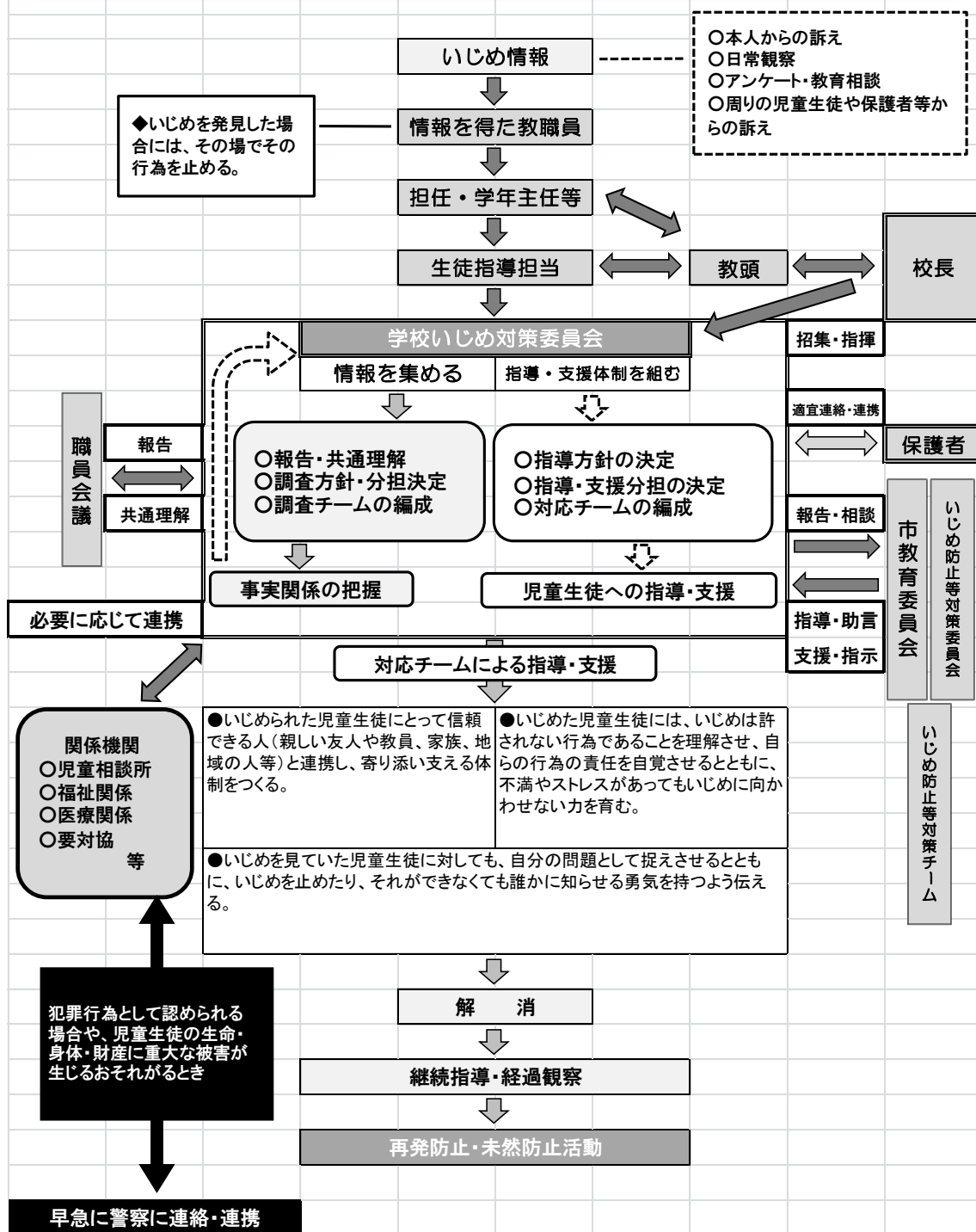
調査で認知したいじめについて、調査実施後3カ月経過後に、面談等による追跡調査を実施し、いじめの解消している状態を確認するため、追跡調査をします。

いじめについては、被害児童等に寄り添いながら、いじめ対策組織において解消に向けて適切に対応していきます。その対応により、「要指導」「要支援」が改善され「見守り」の状況が解消されるなど、未解消の状況がどのように改善されたかを把握し、新たな学校、学年につなげる必要があります。

調査時の状況が改善されたかどうかを追跡調査するにあたって、「解消の定義」に基づき「解消」を判断することから、被害児童等が心身の苦痛を感じていないことを前提に、少なくとも3カ月を目安に、いじめの行為が止んでいることが必要であることを念頭に置きながら、調査及び、追跡調査の時期を設定することも大切です。

いじめ指導マニュアル（組織的ないじめ対応の流れ）（例）

- ◆ 常に状況把握に努める
- ◆ 随時、指導・支援体制に加え、組織でより適切に対応する



学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 学校いじめ対策委員会(仮称)で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を市教委に報告(重大事態以外は月例報告)

重大事態の発生

- 市教委に重大事態の発生を報告(まずは第一報。その後別紙様式で)
- ※市教委から市長へ報告

市教委が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

市教委の指導・助言もと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。
- ※ 学校いじめ対策委員会(仮称)を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査によって明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に立ち、その旨を調査対象者に説明する等の措置を行う。

● 調査結果を市教委に報告(※市教委から市長に報告)

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

市教委が調査主体の場合

● 市教委の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

(別紙様式)

令和 年 月 日

いじめに係る重大事態について（報告）

- 1 学校名 木津川市立 学校（児童生徒数 名 学級数 ）
校長名
- 2 重大事態の具体的事象（例：自殺未遂）
- 3 当該児童生徒名
氏名（ ）（ 歳）（第 学年 組 男・女）
担任名（ ）
- 4 事象の概要
 - (1) 重大事態発生日時及び場所
 - (2) 重大事態の具体的な内容
 - (3) 重大事態に至るまでの経緯
(現在、重大事態に至った理由として学校が把握している事実及び疑われる事象を含む)
 - (4) 学校の対応（含；保護者対応）
 - (5) 今後の予定等

(注) 記入に当たっては、他の児童生徒のプライバシー等に十分配慮すること。

いじめ防止年間指導計画

		4月	5月	6月	7月	8月
1 学期	委員会 対策	方針・指導計画等の 作成			・アンケート結果分析等 ・1学期のまとめ	
	教職員 等	職員会議で方針等 共有				教職員研修
	向けた 未然防 止に 取組に	学級・学年づくり・人間関係づくりの取組		児童会・生徒会等による取組		
	向けた 早期発 見に 取組に	保護者向け啓発		いじめ アンケート 教育相談期間		
		月ごとに、児童の様子を全教職員で共通理解する。				
		9月	10月	11月	12月	
2 学期	委員会 対策	2・3学期の計画			・アンケート結果分析等 ・2学期のまとめ	
	教職員 等					
	向けた 未然防 止に 取組に	児童会による取組		学級・学年づくり・人間関係づくりの取組		
	向けた 早期発 見に 取組に	保護者向け啓発		いじめ アンケート		
		月ごとに、児童の様子を全教職員で共通理解する。				
		1月	2月	3月		
3 学期	委員会 対策			年間のまとめ 方針見直し等		
	教職員 等	教職員研修				
	向けた 未然防 止に 取組に	学級・学年づくり・人間関係づくりの取組				
	向けた 早期発 見に 取組に	月ごとに、児童の様子を全教職員で共通理解する。				

いじめのサイン発見チェックリスト（教師用）

(月 日 ~ 月 日)

記入者氏名()

[illegible]

家庭用 子どものサイン発見チェックリスト		
年 組 ()		
以下の項目を参考に、お子さまの様子を観察してみてください。当てはまる項目があり、それが度重なるようでしたら、担任にご相談ください。		
項	目	○×
1	表情が暗くなり、言葉数が少なくなった	
2	学校のことをあまり話さなくなった	
3	朝から体調不良を訴え、登校をしづらくなった	
4	感情の起伏が激しくなったり、親や兄弟に反抗したり、八つ当たりしたりするようになった。	
5	すり傷やあざ等を隠すようになった(風呂に入ることや裸になることを嫌がる、自分でけがをしたという)	
6	家族と過ごすことを避け、部屋に一人でいることが多くなった	
7	友だちからの電話に、暗い表情が見られるようになった	
8	学用品をなくしたり、壊すことが増えた	
9	教科書やノートに落書きをされたり、破られたりするようになった	
10	衣類が破れていたり、汚れていることが増えた	
11	食欲がなくなった	
12	言葉遣いが乱暴になった	
13	家から品物やお金を持ち出したり、金品を要求したりするようになった	
14	不振な電話や嫌がらせの手紙がくるようになった	
15	友だちからの電話で、急に外出することが増えた	
16	投げやりで集中力が続かなくなった	
17	「引越しをしたい」「転校したい」と言うようになった	
18	友だちへの口調が命令口調になっている	
19	家で買い与えた物ではない物を持っている	
20	家で与えた以上のお金を持っている	
上記以外で、お子さまの様子に気になることがありましたら、お書きください。		

相談に関する専門機関

- ◇ 全国統一24時間いじめ相談ダイヤル（24h対応）
0570-0-78310
- ◇ 京都府総合教育センター・ふれあいすこやかテレフォン（24h対応）
※教職員の相談も受け付けています。
075-612-3268（3301）
0773-43-0390
メール相談 <http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/m/soudan.htm>
- ◇ ネットいじめ通報サイト（24h対応）
<http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/netijime.htm>
- ◇ 少年サポートセンターヤングテレホン（24h対応）
075-551-7500
- ◇ 京都いのちの電話（24h対応）
075-864-4343
- ◇ 子どもの人権110番
0120-007-110
- ◆ 木津川市いじめ防止等対策チーム（木津川市教育委員会学校教育課内）
0774-75-1230（午前8時30分～午後5時）